

重 要 事 項 説 明 書

(ケアマネジメント)

利用者（甲）に対するケアマネジメントの提供開始に当たり、厚生労働省令に基づいて居宅介護支援事業者（乙）が甲に説明すべき重要事項は、下記のとおりです。

記

1. 事業者の概要

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 事業者名 | 株式会社 長寿館 |
| (2) 主な事業所の所在地 | 茨城県土浦市永国1048-1 |
| (3) 法人種別 | 営利法人 |
| (4) 代表者 | 小倉 久聡 |
| (5) 電話番号 | 029-823-1951 |

2. 事業所の名称 「ケアプランセンター 長寿館」

3. 甲の利用事業所

- | | |
|----------------|---|
| (1) 事業所の名称 | ケアプランセンター 長寿館 |
| (2) 指定番号 | NO.0872000591 |
| (3) 所在地 | 茨城県つくば市大角豆1807-1 |
| (4) 電話番号 | 029-855-0184
090-5990-1791 |
| (5) 通常の事業の実施地域 | つくば市・土浦市・阿見町・牛久市・龍ヶ崎市・かすみがうら市・石岡市・筑西市・つくばみらい市・下妻市 |

4. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づくと共に高齢者が自立した生活を送れるよう、また老化に伴い介護が必要な者に対して、介護相談、介護計画等を支援することを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 被保険者が要介護状態等となった場合その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行われること。
- ② 被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意見を踏まえ、必要な協力を行う。また、被保険者が申請を行われているか否かを確認しその支援も行う。
- ③ 被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮し努める。
- ④ 市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有する研修を行う。
- ⑤ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、利用者に提供されるサ

ービスの種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。

5. 甲の利用事業所の職員数と職種、員数及び職務内容

- (1) 主任介護支援専門員 1名以上 管理者業務 介護相談 ケアプラン作成
- (2) 介護支援専門員 1名以上 介護相談 ケアプラン作成
利用者35名又はその端数を増すごとに1名を標準とする。
- (3) 事務員 1名以上

6. 営業時間

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日
(但し国民の祝日、及び12月31日から1月3日までは年末年始特別休暇とする。)
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時(但し、土曜日は午前12時まで)
(電話による、24時間の連絡体制あり。)

7. ケアマネジメントの提供方法及び内容

事業所は、要介護認定者の在宅サービス計画の作成を被保険者と家族の意思を尊重して、医療保健サービス、福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的、効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続を行う。アセスメントは居宅サービス計画ガイドライン方式(全社協)に基づいて行い、甲や家族の希望とアセスメントより把握された課題に基づき居宅サービス計画の原案を作成する。この原案についてサービス担当者から専門的な立場から意見を求める。サービスは内容、利用料等を甲、又は甲の家族に同意を得てから実施し、その状況を継続的に把握、評価して行く。居宅での介護が困難になった場合、甲が介護保険施設への入所を希望する場合は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

- (1) ケアマネジメントを行うに当たっては、善良な管理者の注意義務をもって法令を遵守するとともに、誠実に業務を履行します。
- (2) 居宅サービス計画を作成するに当たっては、居宅サービスが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう、公平・中立を旨として行います。
- (3) 居宅介護支援及びケアマネジメントの提供を受けるに当たり、複数の指定介護サービス事業所等の紹介を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由についても求めることができます。
- (4) 乙は、甲の居宅サービス計画及び実施状況に関する書類を、該当業務が完結した日から5年間保存することとし、甲が他の指定居宅介護支援事業を利用するときは、直近の計画及び実施状況に関する書類を交付することとします。
- (5) 乙は、甲に前6カ月間に作成したケアプラン(訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与)の利用状況の利用割合について、利用者又は家族の求めに応じて開示します。

8. 入院時における医療と介護の連携

被保険者は、医療機関に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関に伝えることとします。

9. 秘密保持と個人情報保護

事業所は、サービスを提供する上で知り得た被保険者や家族等に関する秘密を正当な理由なく、使用することはありません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

※別紙、「ケアマネジメント個人情報取り扱い基準」を参照

- (1) サービス担当者会議等において、甲及び甲の家族の個人情報を用いるときは、甲及び甲の家族の同意を得たうえで使用することとします。
- (2) 乙及び乙の従事者は、在職中及び退職後においても、正当な理由がない限り甲及び甲の家族について業務上知り得た秘密を漏らしません。

1 0. 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するための計画と、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生、まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6ヶ月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 2. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

1 3. ハラスメント対策

ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) 利用者様等からのハラスメント防止のために必要な措置
- (4) 利用者及びその家族等からの暴言、暴力、威嚇、セクシュアルハラスメントその他の著しい迷惑行為により、介護支援専門員の安全確保や適切なサービス提供が困難と判断した場合は、事業者は利用者及び家族へ改善の申し入れを行います。改善が見込まれない場合は、市町村その他関係機関と連携の上、サービス提供の中止又は契約解除を行う場合があります。
- (5) 事業所は、利用者及び家族等からの身体的暴力、精神的暴力、威圧的言動、過度な要求、セクシュアルハラスメント等のハラスメント行為に対し、従業

者の安全確保を最優先に対応します。

1 4. 利用料その他の費用の額

- (1) 申請支援、居宅サービス計画作成費については、甲やその家族から一切の費用負担を行わない。(厚生労働大臣の定める額とする) 但し、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は、上記の負担額(厚生労働大臣の定める額とする)の全額をお支払い頂きます。
- (2) 交通費について、通常の事業実施地域を超えた地点から10km毎に250円の費用を甲または甲の家族の同意を得てから徴収する。

1 5. 苦情申し立て窓口

- (1) 利用者相談窓口 ケアプランセンター 長寿館(茨城県つくば市大角豆1807-1)

電 話 029-855-0184

相談窓口担当者 齊藤 洋子

- (2) 利用方法
- 電話の場合 平 日 午前9時～午後5時
土曜日 午前9時～午前12時
- 面接の場合 平 日 午前9時～午後5時
土曜日 午前9時～午前12時

(但し国民の祝日、及び12月31日から1月3日までは年末年始特別休暇とする。)

(但し営業時間 午前8時45分～午後5時30分)

- (3) 行政機関その他苦情受付窓口

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| ※ つくば市役所 | 住所：つくば市研究学園1丁目1番地1
電話：029-883-1111 |
| ※ 土浦市役所 | 住所：土浦市大和町9番1号
電話：029-826-1111 |
| ※ 牛久市役所 | 住所：牛久市中央3-15-1
電話：029-873-2111 |
| ※ 龍ヶ崎市役所 | 住所：龍ヶ崎市3710番地
電話：0297-64-1111 |
| ※ 阿見町役場 | 住所：稲敷郡阿見町中央1丁目1番1号
電話：029-888-1111 |
| ※ かすみがうら市役所 | 住所：かすみがうら市大和田562
電話：029-897-1111 |
| ※ 石岡市役所 | 住所：石岡市石岡1丁目1番地1
電話：0299-23-1111 |
| ※ 筑西市役所 | 住所：筑西市下中山732番地1
電話：0296-24-2111 |
| ※ つくばみらい市役所 | 住所：つくばみらい市福田195番地
電話：0297-58-2111 |
| ※ 下妻市役所 | 住所：下妻市本城町2丁目22番地
電話：0296-43-2111 |
| ※ 国民健康保険団体連合会 | 住所：水戸市笠原町978-26 |

電話：０２９－３０１－１５６７

※ 茨城県保健福祉部 住所：水戸市笠原町９７８－６

長寿福祉推進課 電話：０２９－３０１－３３４３

１６．緊急時の対応方法

甲の主治医等へ連絡を行うとともに、緊急連絡先に連絡します。

※別紙、ケアマネジメント同意書に記載

この規定は、平成２４年	４月	１日から施行する。（ケアプラン	重平	２４．	４．	１）
この規定は、平成２６年	６月	２８日から施行する。（ケアプラン	重平	２６．	６．	２８）
この規定は、平成２９年	４月	１日から施行する。（ケアプラン	重平	２９．	４．	１）
この規定は、平成３０年	４月	１日から施行する。（ケアプラン	重平	３０．	４．	１）
この規定は、平成３０年	５月	１日から施行する。（ケアプラン	重平	３０．	５．	１）
この規定は、令和　２年	６月	１日から施行する。（ケアプラン	重令	２．	６．	１）
この規定は、令和　３年	４月	１日から施行する。（ケアプラン	重令	３．	４．	１）
この規定は、令和　３年	６月	１日から施行する。（ケアプラン	重令	３．	６．	１）
この規定は、令和　３年	１１月	１日から施行する。（ケアプラン	重令	３．	１１．	１）
この規定は、令和　４年	２月	１日から施行する。（ケアプラン	重令	４．	２．	１）
この規定は、令和　８年	６月	１日から施行する。（ケアプラン	重令	８．	６．	１）